

プラスチック資源の再商品化に関し
市と連携して取り組む事業者の募集に係る質問回答書

No	該当資料名・項目	質問事項	回答
1	募集要項 4. 応募条件について	構成団体の変更は認めないとありますが、申請後に構成団体の追加も不可でしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・一度提出した書類の、募集期間後の変更は認めません。ただし、提出書類に脱漏又は不明確な表示等があり、かつ、本市が変更を認めたときはこの限りではありません。 ・最優秀提案者と締結した連携協定に基づき、本市におけるプラスチック資源の再商品化の計画等を作成するための詳細を協議の中で、よりよい再商品化が可能となる場合は、両者協議のうえ構成団体を変更する余地はあると考えております。
2	募集要項 4. 応募条件について	構成員名簿に記載の企業と特別目的会社（SPC）ないしは合弁会社を設立し、事業主体となる事は可能でしょうか。また、一般廃棄物処分量の許認可をこの主体で受けることは可能でしょうか。	いずれも可能です。
3	募集要項 5. 事業者選定の流れ（4）協定締結後の詳細協議及びホームページの「協定締結後の詳細協議」	「本市と最優秀提案者は、締結した連携協定に基づき、本市におけるプラスチック資源の再商品化の計画等を作成するための詳細を協議します。当該計画に基づき、業者選定等の必要な手続を執るものとしませす。」とあるが、具体的には入札が行われるという認識でよいか。	本市と最優秀提案者は、締結した連携協定に基づき、本市におけるプラスチック資源の再商品化の計画等を作成するための詳細を協議を実施し、本市はこれに基づき仕様書を作成します。当該計画・仕様に基づいて実施可能な事業者が複数いる場合は、入札手続を実施することとなります。
4	募集要項 5. 事業者選定の流れ（4）協定締結後の詳細協議	締結した連携協定に基づき、協議するとあるが、最優秀選定者が協議内容により事業困難と判断し、辞退する事は認められるのか？辞退した場合、次点者と協議することはあるのか？	本募集では次点者を決定しないため、再募集など、改めて方法を検討いたします。
5	募集要項 8. 参加申込について（1）提出書類	オ 市税：法人市民税納税証明書と固定資産税納税と記載があるが、直近分でいいのか、何年分必要か。	令和4年度及び令和5年度分を御提出ください。当該問合せについては、要領に誤字・脱字があったため、要領を修正しております。大変失礼いたしました。詳しくは募集ホームページを御確認ください。

プラスチック資源の再商品化に関し
市と連携して取り組む事業者の募集に係る質問回答書

No	該当資料名・項目	質問事項	回答
6	募集要項 8. 参加申込書 (1) 提出書類エ	エ キャッシュフロー計算書は、連結でのみ作成しており、有価証券報告書から抜粋して直近3年分を提出してよいか。また、他の事項は単独企業のもので良いか。	構いません。ただし、事務局で確認のうえ、内容が不足する場合は個別依頼いたします。
7	募集要項 8. 参加申込書 (1) 提出書類オ	オ納税証明書の「法人税」及び「消費税及び地方消費税」についての証明書だが、電子データで取り寄せている物をプリンアウトしてよいか。改めて紙で発行を依頼する必要があるか。	電子データで取り寄せている物をプリンアウトしたもので構いません。
8	募集要項 9. 企画提案書 (1) 提出書類	ヒアリング審査時にパワーポイントで説明する予定だが、企画提案書提出と同時にパワポ資料も提出する必要があるか。	ヒアリング審査時に使用するプレゼン資料（パワポ資料）の事前提出は不要ですが、企画提案書に記載のない内容は評価いたしません。（プラスチック資源の再商品化に関し市と連携して取り組む事業者の募集評価基準2）
9	募集要項 9. 企画提案書 (1) 提出書類イ見積書	最優秀選定者との協議により、選別・保管・べール化業務の内容に変更がない場合、再度業務実施前に入札は実施するのか。	本市と最優秀提案者は、締結した連携協定に基づき、本市におけるプラスチック資源の再商品化の計画等を作成するための詳細を協議を実施し、本市はこれに基づき仕様書を作成します。当該計画・仕様に基づいて実施可能な事業者が複数いる場合は、入札手続きを実施することとなります。
10	募集要項 9. 企画提案書 (2) 提出部数	電子媒体には社名は入れないが、正、副提出する企画提案書の表紙に社名記入してよいか。	紙ベースの企画提案書には事業者名を記載してください。

プラスチック資源の再商品化に関し
市と連携して取り組む事業者の募集に係る質問回答書

No	該当資料名・項目	質問事項	回答
11	募集要項 9. 企画提案書 (2) 提出部数	最終提出後に事業者名が特定できる等、修正すべき内容が発覚した場合は、提出後に修正の連絡があるとの認識で良いか。	お見込みのとおりです。
12	募集要項 10. 企画提案書 及び見積書について	見積書の有効期間に指定はあるか。	有効期間はありませんが、最優秀提案者から提示のあった見積金額をベースに詳細協議を進めていくため、実現可能な金額を御提案ください。
13	募集要項 11. 審査及び審査項目について (2) 審査結果	審査委員評価項目に基づく評価点数結果は参加者全員に共有されるか。	事業者名を伏せたうえで、各社の合計点数のみ発表します。なお、自社の点数はわかるようにいたします。
14	募集仕様書 2 再商品化事業の開始時期	開始時期につきまして令和10年度中が基本、遅くとも12年度中とございますが、用地取得を現状行っており、その後、開発行為、建築、アセス、各種許可取得に4～5年かかるものと考えております。ご提案内容により令和10年度での開始が間に合わない可能性がございますが問題はないでしょうか。	プラスチック資源の再商品化に関し市と連携して取り組む事業者の募集仕様書 2 再商品化事業の開始時期のとおり、令和10年度中の開始を基本とし、遅くとも令和12年度中までに開始できる内容で御提案ください。令和10年度の開始が困難な場合は、令和12年度末までに実施可能な具体的な開始時期を提案書等に御記載ください。
15	募集仕様書 3 事業の実施場所、施設の概要等 (1)	第33条第3項第3号及び同法施行規則第6条第3号で定める施設の基準を満たしていること。＝「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づく認定申請を行い受理されることという認識であっていますか。	お見込みのとおり、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律第33条に基づく再商品化計画の認定を受けることを予定しています。

プラスチック資源の再商品化に関し
市と連携して取り組む事業者の募集に係る質問回答書

No	該当資料名・項目	質問事項	回答
16	募集仕様書 3 事業の実施場所、施設の概要等 (2)	一般廃棄物処分業の許可申請及び取得に併せ、同施設にて産業廃棄物の中間処理業の許可申請をさせていただいた場合、条件次第で受理していただくことは可能でしょうか。	産業廃棄物の処分業の許可については、法令の規定に基づきなされるものであり、条件次第での受理は可能と考えます。なお、一般廃棄物の処分を自治体からの委託を受けて実施する場合は、一般廃棄物処分業の許可は不要となります。
17	募集仕様書 4 業務内容	② 市内べール化後、プラスチック資源循環促進法第33条に基づく大臣認定を活用し市内で再商品化までを行う手法を検討中ですが、再製品化施設の運用を自社で行うか、協力会社と共同で行うか検討中です。この件は途中で仕様変更は可能でしょうか。	市内における再商品化施設の実現という根本が大きく変更になるものではないと判断できるものと思料しますので、この点においては変更可能であると考えます。なお、再商品化業務においては、項目3の回答を参照してください
18	募集仕様書 4 業務内容 (2) プラスチック資源の引取運搬	回収方法で、例えば指定ビニール袋等を運用、仮にバラでの回収とではPEの混入量が格段と差が出ると予想されます。この点については決まっていますでしょうか。	市民の皆さまには、プラスチック資源（容器包装プラスチック及び製品プラスチック）を集積所に指定ごみ袋（ビニール袋を想定）で排出していただく予定です。
19	募集仕様書 4 業務内容 (2) プラスチック資源の引取運搬	残渣率見込みが10パーセントと記載にかんしまして、ペレット化までする数値としては相違があるように感じますがいかがでしょうか。容リ協が公表する材料リサイクルの残渣量を拝見すると、ペレット化ができているのが半分くらいの認識でした。	集積所に排出されたプラスチック資源のうち、10%が不適合物（非プラ）として粗選別工程で排除され、残り90%が再商品化工程（ペレット化等）に回ると想定しております。再商品化工程での残渣率については、採用される再商品化手法によって異なると思料します。
20	募集仕様書 4 業務内容 (2) プラスチック資源の引取運搬	年間収集見込みにプラスチック製品とありますが、製品プラも混載回収となりますでしょうか、分けての回収でしょうか、それにより選別工程及び選別後の粉碎工程を加えることも視野に入れなければならないと考えます。	市民の皆さまには、プラスチック資源（容器包装プラスチック及び製品プラスチック）を集積所に指定ごみ袋（ビニール袋を想定）で排出していただく予定です。

プラスチック資源の再商品化に関し
市と連携して取り組む事業者の募集に係る質問回答書

No	該当資料名・項目	質問事項	回答
21	募集仕様書 4.業務内容 (2) プラスチック資源の 引取運搬	搬入日数は「1月1日から1月3日及び土曜・日曜を除く毎日、週5 回程度とする。」と記載があるが、祝日も搬入予定か。また、GWやお 盆休みといった長期休暇も搬入予定か。	祝日や長期休暇も搬入予定です。ただし、年末年始はカレンダーにより、 搬入日が週5回未満となることがあります。
22	募集仕様書 4.業務内容 (2) プラスチック資源の 引取運搬	塵芥車で搬入され、荷下ろしされたプラスチック資源の比重はどれぐら いか。	市民より排出されたプラスチックは混合素材のものが多く、一概に比重を 回答することが困難です。
23	募集仕様書 4.業務内容 (5) 不適合物の処理	原則として本市の清掃工場において処理するものとする。本市の清掃工 場までの運搬は、受託者が行うものとする。とありますが、その持ち込 み性状については、プレス品、バラ品等、理想などありますか。	通常のご家庭ごみや事業ごみと同性状が望ましいため、パッカー車による搬 入やバラでの搬入が望ましいです。
24	募集仕様書 4.業務内容 (5) 不適合物の処理	敷地及び建屋、機械設備投資が高額となります。できる限り長年での処 理委託契約は可能でしょうか。	プラスチック資源循環促進法第33条に基づく大臣認定を取得することを想 定しており、同法施行規則第5条に認定の期間は3年と規定されているた め、これに倣い最長で3年契約となります。
25	募集仕様書 4.業務内容 (5) 不適合物の処理	資源物及び禁忌品の処理はどのようにするのか。	令和4年4月1日付けの「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する 法律の施行について（通知）（環循総発第2204016号）」にあるとおり、 再商品化工程で発生する他工程利用プラスチックその他の残渣について は、再商品化事業者又は再商品化実施者の事業活動に伴って生ずる廃棄物 であると解される場所です。資源物及び禁忌品の処理」をどのよう にするのかも含め提案してください。なお、本募集においては、資源物 及び禁忌品を取り除いたそれ以外の不適合物（紙ごみや再商品化が困難な プラスチックごみなど）は、原則として本市の清掃工場において処理しま すが、この時の処分手数料は市が負担します。

プラスチック資源の再商品化に関し
市と連携して取り組む事業者の募集に係る質問回答書

No	該当資料名・項目	質問事項	回答
26	募集仕様書 4.業務内容 (7)その他 イ	「本市からの引取りが完了した時点をもって、プラスチック資源の保管責任とプラスチック資源を原因とした事故に関する責任については、受託者が負うものとする。」と記載有るが、プラスチック資源として受け入れ選別する過程で発生した不適合物及び禁忌品を原因とした事故に関する責任はどちらが負うのか。塵芥車から荷下ろし後、保管場所にて発火した場合の責任はどちらが負うのか。	仕様書に記載のとおりです。「プラスチック資源として受け入れ選別する過程で発生した不適合物及び禁忌品を原因とした事故の責任」「塵芥車から荷下ろし後、保管場所にて発火した場合の責任」いずれの責任も本市は負いかねます。ただし、不適合物が混入していたことへの市民周知及び再発防止の啓発など、本市に可能な取組は協力して実施いたします。
27	評価基準 No.8・環境への配慮・二酸化炭素の削減に努めているか	LCA分析表範囲まで分析を行えばよいか。削減効果がわかる前後だけでよいか。	LCA分析は必須ではありません。提案に必要と考える場合、個別判断のうえで実施してください。
28	評価基準 No.13・立地	不適合物の運搬について、不適合物の処理先については具体的に決まった場所はあるか。	特にございません。
29	評価基準 No.13について	事業予定地について、貴市にて数年後（R10年以降）の事業開始想定に対し、申請時点で求められる状況と採点基準について教えていただきたい。申請時点において土地を所有していることが評価されるのか、または事業候補エリアが事業に適した場所であることが評価されるのかなど、開示できる範囲で教えていただきたい。	「プラスチック資源の再商品化に関し市と連携して取り組む事業者の募集評価基市と連携して取り組む事業者の募集評価基準 審査委員評価項目（別表）」以上の情報は開示できません。
30	評価基準 No.14・財務状況	財務状況のわかる資料は、参加申込書に添付の物で良いか、改めて連結の決算書等提出する必要があるか。	参加申込書に添付のもので構いません。ただし、事務局で確認のうえ、内容が不足する場合は個別依頼いたします。